

平成22年度
中山間地域等直接支払交付金の実施状況
及び交付金交付の評価について

平成23年6月
北海道

はじめに

○ 制度の目的と内容

「中山間地域等直接支払制度」は、傾斜地が多いなど農業生産条件が不利な地域において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するという観点から、平地地域との農業生産条件の格差の8割を直接支払うものです。このような直接支払制度は、我が国農政史上例のない手法であることから、広く国民の理解の下に、明確かつ合理的・客観的な基準により実施するとともに、透明性を確保することが重要です。

○ 実施期間

平成12年度から実施されている本制度は、第1期対策（平成12年度～平成16年度）、第2期対策（平成17年度～平成21年度）を経て、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度へと見直された上で、平成22年度より新たな5ヶ年対策（第3期対策）として実施されています。

○ 実施状況

北海道では毎年度、市町村からの報告に基づき、本制度の実施状況について取りまとめるとともに、協定に掲げられた目標の各年度の達成状況等について評価を行い、その結果を公表しております。

今回は、第3期対策の初年度目に当たる平成22年度の実施状況等について取りまとめを行いました。

○ 評価及び公表の根拠

交付金交付の評価については、「北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領」の第13に基づき、道が設置する「北海道中山間地域等総合対策検討委員会」において、毎年度、市町村から報告のあった集落の取組状況等について検討し、評価することとしております。

また、同要領第12に基づき、道は市町村ごとの実施状況について、毎年度6月末日までに公表することとしております。

○ 評価の概要

(1) 国が実施する中山間地域等直接支払制度の実施状況調査において、集落協定等による中山間地域等直接支払交付金の実施状況を取りまとめました。

(2) 集落マスタープランで定めた集落の将来像を実現するための活動方策について、平成22年度の到達状況及び交付金交付の評価を取りまとめました。

注：「交付金交付の評価」とは、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について評価を行うものです。

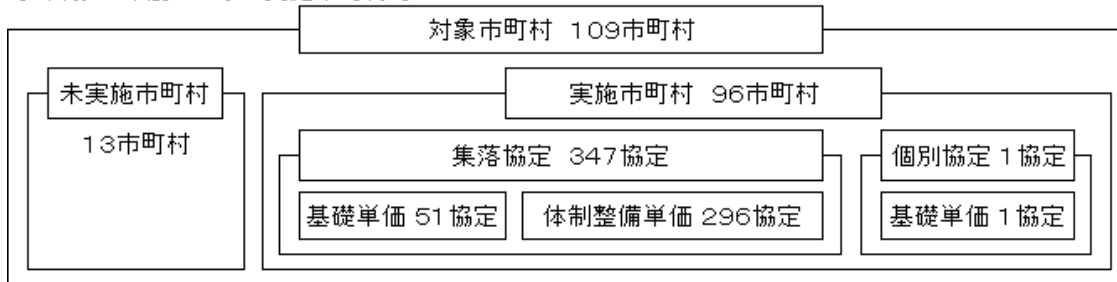
目次

I	制度の概要	1
II	実施状況の概要	2
1	実施市町村数	2
2	協定数及び集落協定参加者数	2
(1)	集落協定	2
(2)	個別協定	2
3	交付金交付面積	2
(1)	地目別内訳	2
(2)	対象農用地基準別内訳	2
(3)	増減理由	2
4	交付金額	3
(1)	協定区分別交付金額	3
(2)	地目別交付金額	4
(3)	対象農用地基準別交付金額	4
(4)	交付金の配分割合	4
5	協定活動の動向	5
(1)	集落協定の概要	5
(2)	集落協定の活動の実施状況	5
ア	集落マスタープラン〔基礎単価要件〕	5
1)	取組状況	5
2)	市町村による評価結果	6
イ	農業生産活動等として取り組むべき事項〔基礎単価要件〕	6
1)	耕作放棄の防止等の活動	6
2)	水路・農道等の管理活動	6
3)	多面的機能を増進する活動〔基礎単価要件〕	7
ウ	農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項〔体制整備単価要件〕	7
1)	農用地等保全マップの作成及び実践	7
2)	A、BまたはC要件の活動〔体制整備単価要件〕	7
(3)	共同取組活動分の使途	8
III	交付金交付の評価	
IV	参考	10

I 制度の概要

第3期対策(平成22～26年度)では、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組を推進するため、段階的単価が設定されています。

○平成22年度における実施市町村等



※参考:平成22年4月1日現在の道内の市町村数179

○交付単価(円/10a)

地目	区分	基礎単価	体制整備単価	備考
田	急傾斜	16,800	21,000	<ul style="list-style-type: none"> 基礎単価は、体制整備単価の8割 取組のレベルにより、いずれかの単価を交付 体制整備単価要件が達成されなかった場合は、基礎単価との差額(2割)は遡及返還となる。
	緩傾斜	6,400	8,000	
畑	急傾斜	9,200	11,500	
	緩傾斜	2,800	3,500	
草地	急傾斜	8,400	10,500	
	緩傾斜	2,400	3,000	
	草地比率の高い草地	1,200	1,500	
採草放牧地	急傾斜	800	1,000	
	緩傾斜	240	300	

○集落協定

基礎単価要件	体制整備単価要件
①集落マスタープランの作成 ・集落が目指すべき将来像と協定期間の活動行程表を明記 ②農業生産活動等(必須事項) ・耕作放棄の防止等の活動 ・水路、農道等の管理活動 ③多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) ・国土保全機能を高める取組 ・保健休養機能を高める取組 ・自然生態系の保全に資する取組	基礎単価要件に加えて、次の活動を行う。 ①農用地等保全マップの作成及び実践 ・農地法面、水路、農道等の補修・改良 ・鳥獣害防止対策 ・期耕作放棄地の復旧または林地化 ②A～Cの要件から1つ以上を選択 【A要件】(次のうち2つ以上を選択) ・協定農用地の拡大 ・新規就農者の確保 ・機械・農作業の共同化 ・認定農業者の育成 ・高付加価値型農業の実践 ・多様な担い手の確保 ・地場産農産物等の加工・販売 ・担い手への農地集積 ・農業生産条件の強化 ・担い手への農作業の委託 【B要件】(次のうち1つ以上を選択) ・集落を基礎とした営農組織の育成 ・担い手集積化 【C要件】 ・集团的かつ持続可能な体制整備

○個別協定

基礎単価要件	体制整備単価要件
①5年間以上の利用権の設定等 または基幹的農作業の受委託契約 ②農業生産活動等(必須事項) ・耕作放棄の防止等の活動 ・水路、農道等の管理活動 ③多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) ・国土保全機能を高める取組 ・保健休養機能を高める取組 ・自然生態系の保全に資する取組	基礎単価要件に加えて、次の要件を満たすこと。 ①の対象面積を協定認定時における協定農用地面積の10%又は0.5haのうちいずれか多い方の面積以上増加させる。

II 実施状況の概要

1 実施市町村数

平成22年度に中山間地域等支払市町村基本方針(以下「基本方針」という。)を策定した市町村数は96で、21年度から1市町村減少しました。

対象農用地を有する市町村数は109で、21年度から2市町村増加し、対象農用地を有する市町村数に占める実施市町村数の割合は88%です。

表1 市町村基本方針策定数

区分	平成21年度	平成22年度	増減
基本方針策定市町村数(①)	97	96	△1
対象農用地を有する市町村数(②)	107	109	2
基本方針策定市町村数÷対象市町村数(①÷②)	91%	88%	

※対象市町村・・・本制度の対象地域である地域振興5法(特定農山村、山村、過疎、半島、離島)の指定を受けている151市町村及び知事特認地域基準に該当する8市町村のうち、交付対象農用地を有する旨報告のあった109市町村

※対象農用地・・・①「急化斜農用地」、②「緩傾斜農用地」、③「高齢化率・耕作放棄率の高い農地」、④「草地比率の高い草地」

2 協定数及び集落協定参加者数

(1) 集落協定

平成22年度の集落協定数は347協定で、21年度から52協定減少しました。

内訳は、集落協定の統合により60協定が、廃止により3協定が減少し、一方、新規締結により9協定が、分割により2協定が増加しました。

全集落協定数のうち、体制整備単価協定は296で、全集落協定数の85%を占めています。

集落協定参加者数は、18,059人(組織)で、離農、集落協定の統合等により、21年度から1,120人(組織)減少しています。

集落協定参加者に占める農業者の割合は90%となりました。

(2) 個別協定

平成22年度の個別協定数は1協定で、21年度と同数ですが、体制整備単価協定から基礎単価協定に移行しました。

表2 協定数及び集落協定参加者数

(単位: 協定、人・組織)

区分	平成21年度			平成22年度			増減	増減	
	体制整備単価協定	基礎単価協定	基礎単価協定	体制整備単価協定	基礎単価協定	体制整備単価協定		基礎単価協定	
集落協定	399	301	98	347	296	51	△52	△5	△47
個別協定	1	1	0	1	0	1	0	△1	1
合計	400	302	98	348	296	52	△52	△6	△46
体制整備・基礎単価協定数の割合	100%	76%	25%	100%	85%	15%			
集落協定参加者数	19,179	17,358	1,821	18,059	17,199	860	△1,120	△159	△961
うち農業者数	17,663	15,977	1,686	16,309	15,544	765	△1,354	△433	△921
農業者数の割合	92%			90%					

※集落協定・・・対象農用地において5年間以上継続して農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

※個別協定・・・認定農業者等が農用地の権原を有する者との間において5年間以上の利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

※基礎単価協定・・・適正な農地管理及び多面的機能を増進する活動等を行い、体制整備単価の8割相当額の単価による交付金を受給する協定

※体制整備単価協定・・・基礎単価協定が行う農業生産活動等に加え、国の定めた基準に基づく生産性・収益向上等の取組を行い、体制整備単価による交付金を受給する協定

3 交付金交付面積

平成22年度の交付金交付面積は、32万9,180haとなり、21年度から7,824ha、割合で2.4%増加しました。

このうち、体制整備単価協定に係る交付金交付面積は31万1,518haで、全体の94.6%を占めています。

(1) 地目別内訳

22年度交付金交付面積の地目別の内訳は、田3万5,802ha、畑4,250ha、草地28万9,117ha、採草放牧地11haとなっています。

(2) 対象農用地基準別内訳

22年度交付金交付面積の対象農用地基準別の内訳は、急傾斜農用地5,718ha、緩傾斜農用地4万3,989ha、高齢化率・耕作放棄率の高い農地167ha、草地比率の高い草地27万9,306haとなっています。

(3) 増減要因

交付面積の増加要因を地目別にみると、草地に係る協定締結面積が8,398ha増加したことが大きな要因となっています。

一方、第3期対策の開始に当たり、集落による協定締結面積の見直しにより、田で512ha、畑で62haの減少となりました。

交付面積の増加要因を対象農用地基準別にみると、草地比率の高い草地に係る協定締結面積が7,882ha増加したことが大きな要因となっています。

また、高齢化率・耕作放棄率の高い農地に係る協定締結により、84ha増加しました。

一方、第3期対策の開始に当たり、集落による協定締結面積の見直しにより、急傾斜農用地で102ha、緩傾斜農用地で40haの減少となりました。

表3 交付金交付面積(地目別)

区分		平成21年度	平成22年度			増減	増減割合
				体制整備単価協定	基礎単価協定		
地目	田	36,314	35,802	34,452	1,350	-512	-1.4%
	構成割合	11.3%	10.9%	96.2%	3.8%		
	畑	4,312	4,250	4,208	42	-62	-1.4%
	構成割合	1.3%	1.3%	99.0%	1.0%		
	草地	280,719	289,117	272,847	16,270	8,398	3.0%
	構成割合	87.4%	87.8%	94.4%	5.6%		
	採草放牧地	11	11	11	0	0	0%
	構成割合	0.003%	0.003%	100%	0%		
合計	321,356	329,180	311,518	17,662	7,824	2.4%	
構成割合	100%	100%	94.6%	5.4%			

注1:ラウンドの関係で、計が一致しない場合があります。

注2:交付面積には個別協定を含みます。

表4 交付金交付面積(対象農用地基準別)

区分		平成21年度	平成22年度			増減	増減割合
				体制整備単価協定	基礎単価協定		
対象農用地基準	急傾斜	5,820	5,718	5,207	511	-102	-1.8%
	構成割合	1.8%	1.7%	91.1%	8.9%		
	緩傾斜	44,029	43,989	42,088	1,901	-40	-0.1%
	構成割合	13.7%	13.4%	95.7%	4.3%		
	高齢化・耕作放棄率	83	167	167	0	84	101.2%
	構成割合	0.03%	0.1%	100%	0%		
	草地比率	271,424	279,306	264,056	15,250	7,882	2.9%
	構成割合	84.5%	84.8%	94.5%	5.5%		
合計	321,356	329,180	311,518	17,662	7,824	2.4%	
構成割合	100%	100%	94.6%	5.4%			

注1:「急傾斜」とは、勾配が田で1/20以上、畑・草地及び採草放牧地で15度以上の農用地

注2:「緩傾斜」とは、勾配が田で1/100以上1/20未満、畑・草地及び採草放牧地で8度以上15度未満の農用地

注3:「高齢化・耕作放棄率」とは、高齢化率が40%以上であり、かつ、耕作放棄率の高い(田8%以上、畑15%以上)農地

注4:「草地比率」とは、積算気温が著しく低く(2,300℃)、かつ、草地比率70%以上の市町村に存する草地

注5:ラウンドの関係で、計が一致しない場合があります。

注6:交付面積には個別協定を含みます。

4 交付金額

平成22年度の交付金額は、約81億900万円となり、21年度から1億3,100万円増加しました。

(1) 協定区分別交付金額

平成22年度の集落協定の交付金額は約81億500万円で、21年度から約1億3,100万円増加しました。

一方、個別協定の交付金額は約360万円で、21年度から約4万円減少しました。

表5 協定別交付金額 (単位:千円)

区分	平成21年度	平成22年度	増減	増減割合
集落協定	7,973,801	8,105,267	131,467	1.6%
個別協定	3,656	3,616	-40	-1.1%
合計	7,977,457	8,108,883	131,426	1.6%

注:ラウンドの関係で計が合わない場合があります。

(2) 地目別交付金額

田の平成22年度交付金額は、約34億6,700万円で、21年度から約1,400万円減少し、全体に占める割合は43%でした。

畑の平成22年度交付金額は、約1億5,200万円で、21年度から約200万円減少し、全体に占める割合は2%でした。

草地の平成22年度交付金額は、約44億8,900万円で、21年度から約1億4,700万円増加し、全体に占める草地の割合は55%でした。

(3) 対象農用地基準別交付金額

急傾斜農用地の平成22年度交付金額は、約10億9,500万円で、21年度から約1,400万円減少し、全体に占める割合は14%でした。

緩傾斜農用地の平成22年度交付金額は、約28億6,300万円で、21年度から約1,300万円増加し、全体に占める割合は35%でした。

高齢化率・耕作放棄率の高い農地の平成22年度交付金額は、約760万円で、21年度から約250万円増加し、全体に占める割合は0.1%でした。

草地比率の高い草地の平成22年度交付金額は、約41億4,400万円で、21年度から約1億3,000万円増加し、全体に占める割合は51%でした。

表6 地目別交付金額

(金額:千円)

地目	平成21年度		平成22年度		増減	増減割合
	金額	構成比	金額	構成比		
田	3,481,470	43.6%	3,467,437	42.8%	-14,033	-0.4%
畑	154,440	1.9%	152,419	1.9%	-2,021	-1.3%
草地	4,341,515	54.4%	4,488,995	55.4%	147,480	3.4%
採草放牧地	32	0.0004%	32	0.0004%	0	0.0%
合計	7,977,457	100.0%	8,108,883	100.0%	131,426	1.6%

表7 対象農用地基準別交付金額

(金額:千円)

区分	平成21年度		平成22年度		増減	増減割合
	金額	構成比	金額	構成比		
急傾斜	1,108,735	13.9%	1,094,817	13.5%	-13,918	-1.3%
緩傾斜	2,850,070	35.7%	2,862,664	35.3%	12,594	0.4%
高齢化率・耕作放棄率の高い農地	5,073	0.1%	7,558	0.1%	2,485	49.0%
草地比率の高い草地	4,013,579	50.3%	4,143,845	51.1%	130,266	3.2%
合計	7,977,457	100.0%	8,108,883	100.0%	131,426	1.6%

(4) 交付金の配分割合

市町村から集落協定に交付された交付金額の配分割合は、6割が共同取組活動分、残り4割が個人配分となりました。

表8 交付金の使途

(単位:百万円)

区分	交付金額	共同取組活動分		個人配分	
		金額	割合	金額	割合
平成21年度	7,977	4,786	60%	3,191	40%
平成22年度	8,105	4,901	60%	3,204	40%

5 協定活動の動向

(1) 集落協定の概要

1 集落協定当たりの参加者数は52人(組織)、交付面積は919ha、交付金額は約2,300万円となりました。

協定参加者1人当たりの交付金額は約45万円、うち個人配分は約18万円となりました。

1市町村当たりの集落協定数は4、交付面積は3,429ha、交付金額は約8,400万円となりました。また、体制整備単価協定は、いずれの項目においても基礎単価協定を上回っています。

表9 1 協定当たり、1市町村当たり交付金額等の概要

(単位:人・組織、ha、千円)

平成22年度	1 協定当たり			集落協定参加者1人		1市町村当たり		
	参加者数	交付面積	交付金額	当たり交付金額	個人配分	集落協定数	交付面積	交付金額
体制整備単価協定	58	1,021	25,477	452	179	4	3,753	93,621
基礎単価協定	17	333	6,315	389	153	2	678	12,873
合計	52	919	22,640	449	177	4	3,429	84,430

農用地面積規模別の集落協定数については、100～400haが88協定で最も多く、2番目に多いのが50～100haで57協定、3番目に多いのが、30～50haで42協定で、この3区分で全体の協定数の約半数を占めます。

22年度は21年度から52協定が減少しましたが、特に700ha未満の協定数が減少しました。

表10 農用地面積規模別集落協定数

(単位:集落協定)

	1ha ～10ha	10ha ～20ha	20ha ～30ha	30ha ～50ha	50ha ～100ha	100ha ～400ha	400ha ～700ha	700ha ～1,000ha	1,000ha ～3,000ha	3,000ha ～5,000ha	5,000ha ～7,000ha	7,000ha 以上	合計
平成21年度	36	37	29	53	67	93	25	12	23	11	4	9	399
平成22年度	30	28	20	42	57	88	21	15	21	8	6	11	347
増減数	-6	-9	-9	-11	-10	-5	-4	3	-2	-3	2	2	-52
増減割合	-17%	-24%	-31%	-21%	-15%	-5%	-16%	25%	-9%	-27%	50%	22%	-13%
構成割合(22年度)	9%	8%	6%	12%	16%	25%	6%	4%	6%	2%	2%	3%	100%

(2) 集落協定の活動の実施状況

ア 集落マスタープラン〔基礎単価要件〕

1) 取組状況

平成22年度に締結された集落協定のマスタープランに位置づけられた集落の将来像では、「地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備」が199協定で最も多く、次いで「集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備」が188となっています。

表11 集落の目指すべき将来像

項 目	選択集落数	割合
地域の実情に即した持続的な農業生産活動等の体制整備	199	57%
集落ぐるみの農業生産活動等の体制整備	188	54%
集積対象者を核とした農業生産活動等の体制整備	113	33%

平成22年度に締結された集落協定のマスタープランに位置づけられた集落の将来像を実現するための活動方策では、「機械・農作業の共同化等営農組織の育成」が199協定で最も多く、次いで「共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備」が160協定、「認定農業者の育成」が155協定となっています。

表12 将来像を実現するための活動方策

項 目	実施集落数	割合
機械・農作業の共同化等営農組織の育成	199	57%
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	160	46%
認定農業者の育成	155	45%
新規就農者の確保	113	33%
農業生産条件の強化	101	29%
協定農用地の拡大	53	15%
担い手への農地集積	38	11%
地場産農産物等の加工・販売	32	9%
担い手への農作業の委託	27	8%
高付加価値型農業の実践	15	4%
多様な担い手の確保	5	1%

2) 市町村による評価結果

市町村において、集落マスタープランの各取組項目の内容について評価を行った結果、すべての取組集落において、適切に取組が行われました。

その中でも、目標の達成度が特に高かったとされた事項は、「協定農用地の拡大」で100%、「共同で支え合う体制整備」98%、「機械・農作業の共同化の促進」88%となり、集落における意欲的な取組が評価結果となって現れております。

表13 平成22年度集落マスタープランの市町村による評価結果

取組項目	取組集落協定数	取組集落協定数の割合		
		うち目標達成度が特に高かったとされた集落数	取組集落協定数の割合	取組集落のうち目標達成度が特に高かったとされた集落の割合
①機械・農作業の共同化の促進	104	92	30%	88%
②共同で支え合う体制整備	62	61	18%	98%
③認定農業者の育成	56	35	16%	63%
④新規就農者の確保	39	22	11%	56%
⑤協定農用地の拡大	26	26	7%	100%
⑥農業生産条件の強化	17	12	5%	71%
⑦担い手への農地集積	15	12	4%	80%
⑧地場産農産物等の加工・販売	15	13	4%	87%
⑨担い手への農作業の委託	14	10	4%	71%
⑩その他	28	27	8%	96%

注：取組集落協定数の割合は、集落協定の実数347に対するものです。

イ 農業生産活動等として取り組むべき事項〔基礎単価要件〕

1) 耕作放棄の防止等の活動

「農用地の賃貸借の設定・農作業の受委託」に取り組んだのは271協定で最も多く、次いで「農地法面の点検・保護等」が250協定となりました。

表14 耕作放棄の防止等の活動

項目	実施集落数	割合
賃借権設定・農作業の委託	271	78%
農地法面点検	250	72%
簡易な基盤整備	81	23%
柵、ネット等の設置	78	22%
土地改良事業	63	18%

注：割合は集落協定数347に対する割合。

2) 水路・農道等の管理活動

農道の管理活動に345協定、水路の管理活動に297協定が取り組みました。

表15 水路・農道等の管理活動

項目	実施集落数	割合
農道の管理	345	99%
水路の管理	297	86%

注：割合は集落協定数347に対する割合。

3) 多面的機能を増進する活動〔基礎単価要件〕

「景観作物の作付け」に取り組んだのは115協定で最も多く、次いで「堆きゅう肥の施肥」が113となりました。

表16 多面的機能を増進する活動

項目	実施集落数	割合
景観作物の作付け	115	33%
堆きゅう肥の施肥	113	33%
粗放的畜産	33	10%
周辺林地の下草刈り	32	9%
体験民宿(グリーン・ツーリズム)	12	3%
市民農園等の開設・運営	11	3%
魚類・昆虫類の保護	6	2%
鳥類の餌場の確保	1	0.3%
緑肥作物の作付け	1	0.3%

注: 割合は集落協定数347に対する割合。

ウ 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項〔体制整備単価要件〕

1) 農用地等保全マップの作成及び実践

体制整備単価受給の296協定は、基礎単価要件の活動に加え、農用地等保全マップを作成し、同マップに位置づけられた活動を実践しています。

マップ活動のうち、「農地法面、水路・農道等の補修・改良」に取り組んだ集落協定が258協定で最も多く、次いで「農作業の共同化又は受委託等」が108協定となっています。

表17 農用地等保全マップの作成及び実践

項目	実施集落数	割合
農地法面、水路・農道等補修・改良	258	87%
農作業の共同化又は受委託等	108	36%
自己施工による農業生産条件の強化	77	26%

注: 割合は体制整備単価受給の集落協定数296に対する割合。

2) A、BまたはC要件の活動〔体制整備単価要件〕

体制整備単価受給の296協定は、農用地等保全マップ活動に加えA、BまたはC要件の活動に取り組んでおり、内訳は、A要件が182協定(61%)、B要件が14協定(5%)、C要件が167協定(56%)となっています。

A要件では「認定農業者の育成」が99協定で最も多く、次いで「新規就農者の確保」で96協定、B要件では「担い手への集積化」が11協定、次いで「集落を基礎とした営農組織の育成」が3協定となっています。

表18 各要件の活動

区分	項目	実施集落数	割合
A要件	認定農業者の育成	99	33%
	新規就農者の確保	96	32%
	機械・農作業の共同化	78	26%
	農業生産条件の強化	61	21%
	協定農用地の拡大	50	17%
	地場産農産物等加工・販売	15	5%
	担い手への農地集積	11	4%
	担い手への農作業の委託	9	3%
	高付加価値型農業の実践	6	2%
B要件	担い手へ集積化	11	4%
	集落を基礎とした営農組織の育成	3	1%
C要件	共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	167	56%

注: 割合は体制整備単価受給の集落協定数296に対する割合。

(3) 共同取組活動分の使途

平成22年度において、市町村から協定集落に交付された交付金の合計8,108百万円のうち、5,357百万円が共同取組活動に使用されました。

共同取組活動の使途をみると、「生産性・収益向上」が31%で最も多く、次に、「農業生産活動」16%となっています。なお、22年度は第3期対策の初年度のため「積立・繰越金」が29%と多くなっています。

表19 共同取組活動に係る交付金の主な使途（平成22年度）（単位：百万円、%）

支出区分	金額	割合
①農業生産活動（対象農用地の維持に必要な活動）	867	16
②多面的機能増進（国土保全・保健休養機能の増進及び自然生態系の保全に視する活動）	482	9
③農用地等保全マップ活動の実践	341	6
④生産性・収益向上の推進	1,650	31
⑤その他の活動（会議費、役員報酬等）	458	9
⑥積立・繰越金（共同利用機械、集落内道路整備経費及び繰越金）	1,559	29
合 計	5,357	100

表20-1 共同取組み活動に係る交付金の主な使途(平成22年度)

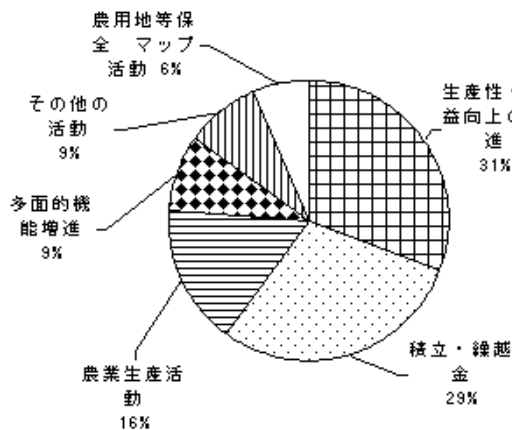


表20-2 共同取組活動に係る交付金の主な使途（平成21年度）

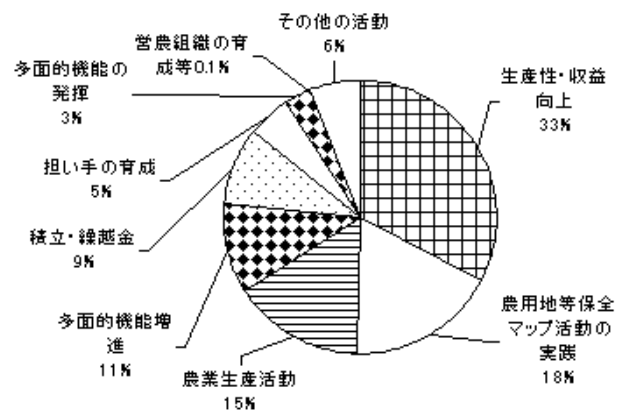


表21 平成22年度の共同取組活動の取組項目及び交付金の使途（単位：百万円）

1 農業生産活動(最低限取組むべき事項)

主な交付金の使途(項目)	金額	割合
①ほ場・草地等の整備・管理	235	27%
②水路の維持・管理	145	17%
③農道の維持・管理	113	13%
④ほ場管理データの整備	106	12%
⑤その他(鹿柵の設置、農地法面の点検等)	268	31%
計	867	100%

2 多面的機能を増進する活動(最低限取組むべき事項)

主な交付金の使途(項目)	金額	割合
①集落内の環境美化	109	23%
②廃プラスチックの処理	78	16%
③景観作物の作付け	77	16%
④地域の祭りや行事	65	13%
⑤その他(堆きゅう肥の施用、廃屋等の撤去等)	153	32%
計	482	100%

3 農用地等保全マップ活動の実践(前向きな活動を行う事項)

主な交付金の使途(項目)	金額	割合
①草地の造成改良・整備改良	108	32%
②ほ場の整備	89	26%
③水路の補修・改良	70	21%
④農道の補修・改良	47	14%
⑤農地法面の点検	27	8%
計	341	100%

4 農業生産活動の継続に向けた取組み

主な交付金の使途(項目)	金額	割合
①農作業の共同化	546	33%
②生産条件の強化	195	12%
③農作業の受委託	190	12%
④高付加価値化	131	8%
⑤その他(融雪剤散布、認定農業者の育成等)	588	36%
計	1,650	100%

5 その他の活動

主な交付金の使途(項目)	金額	割合
①事務費・会議費	264	58%
②役員等報酬	134	29%
③その他(事務処理委託費等)	60	13%
計	458	100%

Ⅲ 交付金交付の評価

平成22年度は、第3期対策の初年度であったことから、集落協定の統廃合等の見直しが行われ、その結果、96市町村、348集落において、市町村が策定した基本方針に基づき、農業生産活動を通じた耕作放棄地の発生防止等を旨とする集落協定又は個別協定が締結された。

平成23年3月末現在の北海道における中山間地域等直接支払交付金の交付状況は、協定参加者が、農業者16,309人、法人等958組織、非農業者等792人、交付面積32万9,180ha、交付金額81億888万3,000円となっている。

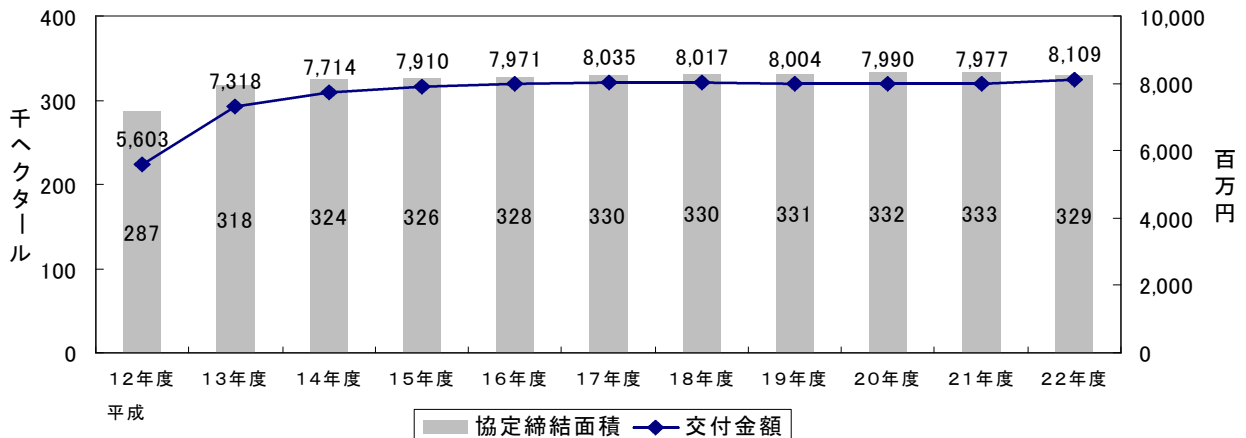
集落協定に交付された交付金は、39.5%が個人配分、60.5%が共同取組活動分に振り向けられており、農作業の共同化や受委託の推進等、生産性・収益の向上に向けた活動や耕作放棄地の発生防止に向けた活動等が、国の要領基準に基づき積極的に取り組まれ、農業生産が不利な地域における生産の維持や多面的機能の確保に大きな効果を上げている。

IV 参考

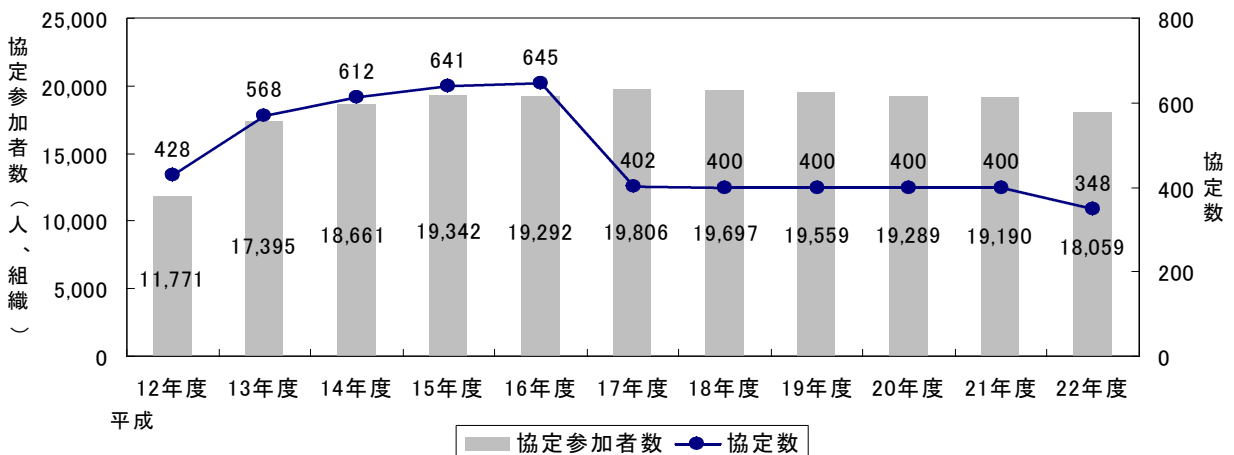
北海道と全国の比較(平成22年度)

項 目	北海道(a)	全国(b)	割合(a/b*100)
交付市町村数	96	989	10%
集落協定及び個別協定数	348	27,001	1%
交付金交付面積(ヘクタール)	329,180	663,137	50%
交付金額(百万円)	8,109	51,904	16%
1協定当たり交付面積(ヘクタール/協定)	946	25	3,852%
1協定当たり交付金額(百万円/協定)	23	2	1,212%

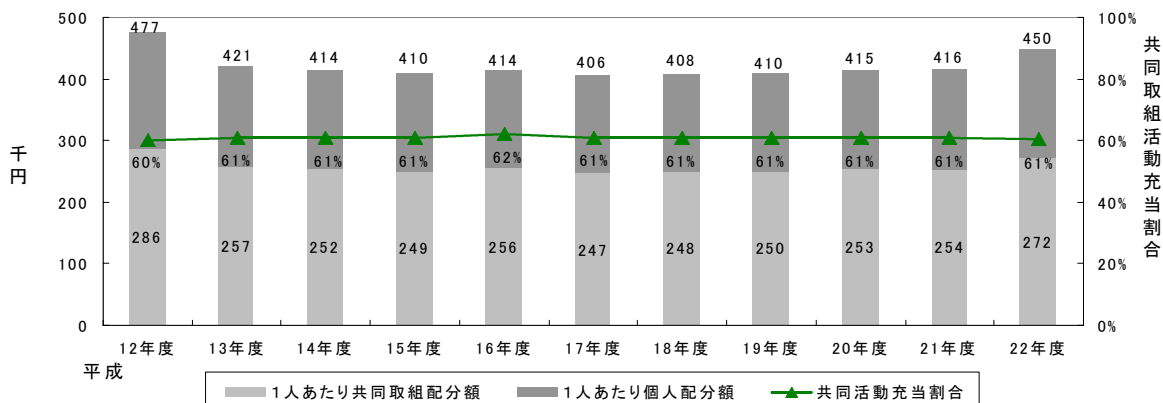
中山間地域等直接支払交付金の協定締結面積及び交付金額
＜北海道＞



中山間地域等直接支払交付金の協定参加者数及び協定数＜北海道＞



中山間地域等直接支払交付金の1人当たり交付額及び共同取組活動充当割合
＜北海道＞



【お問い合わせ先】

■ 北海道農政部農村振興局農村設計課

電話:011-231-4111(代表)

担当者:岸上(内線27-857)

桜井(内線27-875)

直通電話:011-204-5399

電子メール:nosei.noshin1@pref.hokkaido.lg.jp

■ 各総合振興局・振興局産業振興部農務課

【中山間地域等直接支払制度関連情報】

■ 北海道農政部農村振興局農村設計課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ski/contents/dp.htm>

■ 農林水産省ホームページ

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html